

地方行政委員會議録第二十四号

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事熊谷 憲一君

理事難尾 弘吉君 理事床次 徳二君

理事西村 力弥君 理事門司 亮君

理事松永 東君

生田 宏一君 河原田 豫吉君

佐藤 親弘君 庄司 一郎君

前尾 繁三郎君 山本 友一君

吉田 重延君 橋本 清吉君

藤田 義光君 北山 愛郎君

滝井 義高君 横路 節雄君

大石ヨシエ君 大矢 省三君

中井徳次郎君

出席政府委員

自治政務次官 青木 正君

総理府事務官(自治行政部長) 武岡 憲一君

国家地方警察本部警視(警ら交通課長) 後藤田正晴君

委員外の出席者

総理府事務官(自治行政部長) 山野 幸吉君

運輸技官(自動車局整備部長) 中村 俊夫君

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

七月二十八日

委員三浦寅之助君及び三木武吉君辞任につき、その補欠として庄司一郎君及び伊瀬幸太郎君が議長の名で

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十四号 昭和二十八年七月二十八日

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

自治大学校設置法案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)

道路交通取締法の一部を改正する法律案(門司亮君外七名提出 衆法第三八号)

道路交通取締に関する件

○中井委員長 これより会議を開きます。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を議題といたします。疑の通告がありますからこれを許します。

西村君

○西村(力)委員 予算案の修正が五十億、平衡交付金としてプラスになったわけでありまして、それに伴って予算が参議院も通過して本まに成立すれば、この単位費用というものは修正するといふぐあひになるわけですか。

その点に對する作業なりあるいは一応の考え方、この点について伺ひたいと思ひます。

○武岡政府委員 政府から提案いたしました予算に對して、国会において御修正がもし成立をいたしましたすれば、当然これに伴ひまして地方財政計画を改訂いたさねばならぬわけであり、その点につきましては過般衆議院におきまして、政府が提案をいたし

ました千二百五十億円の平衡交付金に對しまして、五十億円の追加の御決定があつたわけでございますが、もしこのように予算が成立をいたしますれば、その御修正の趣旨が、今日地方財政が總体的に窮乏いたして、特に給与費の算定におきまして、財政計画上財源の見方が足りないのではないかと、このように意味からの御修正と、承つておりますので、財政計画の修正におきましては御修正の趣旨を体しまして、そのように訂正をいたすべく、ただいま折衝いたしておるのでござい

ます。大体一両日中に財政計画修正の一応の家を得るといふ段階にまで、到達いたしておきます。

○西村(力)委員 そうしますと提案の際においては、この単位費用で算定した場合においては、基準財政要額と収入額との差額が全部埋まる、財政計画はこれで完全である、過剰もあるいは過不足もないのだ、このいふぐあひに平衡交付金法が提案になつておるわけですが、国会において五十億増額になつたといふことであれば、そのことによつて政府もこれで満足なのだといふ前提が、はつきりくつがえつたといふぐあひになるわけなのです。そうしますと平衡交付金法というものは、この単位費用というものは総額によつて押えられておるのだ、総額がきまつて、これを適当に配分するための費用を出しておるだけだといふことを明瞭に示しておる、このいふぐあひに思われるのです。そういう点に對して一番最初の財

政計画を示し、それに基くこの平衡交付金の一部改正を満足なものとして提案したという立場、これははつきりと平衡交付金の総額から算定したものであるであつて、その満足だといふことは政府側としての立場上、無理にさういふぐあひにしておるのだ、かようにお認めになりますかどうか、ひとつ承つておきたい。

○武岡政府委員 今回政府が提案をいたしております地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の中で、御審議をいたしておられます単位費用についてのお尋ねでございますので、申し上げたいと存じます。この単位費用は御指摘のように当初に政府が予定をいたしました予算をもととして、作定をいたしました地方財政計画に基いて、計算をいたしたものでござい

ます。ただこの単位費用によりまして、各行政項目ごとの数値に補正係数を加えまして、そして基準財政需要額を算定して、それからまた法令の定めるところに従つて基準財政収入額を算定して、その差引をしてい

わゆる調整率をかけたとして、各団体ごとの交付金の額を算定いたすことになつておるわけでございます。今回の予算が修正せられるに伴ひまして、厳密に申しますならば、西村さんのおつしやいますように、この単位費用の計算もそれに合せて算定し直すのが、あるいは理論上正しといふことに相なるうかと思ひます。ただしかしながら、今回の御修正も、交付金の額から申しますと大体四〇程度の修正でございまして、さきに申し上げましたように、交付基準額とそれから交付金の額との間には、昨年の例で申しますと五十億程度のずれがあるのでござい

ます。その程度のものはかりに現在使つておる単位費用によつて算定いたしましたも、全体の配分に関しましては、さほど大きな影響を来さないのではないかと、これを非常に厳密に申し上げますならば、単位費用の算定のもとにいたしておる標準の標準予算、これをどの程度に考へるかといふことに關連いたして来るのでございまして、交付金の額といふものが非常に大幅に動いて参りますならば、単位費用のもとになる標準予算といふものは、相当組みかえなければならぬ状況になつて参りますが、大体今予定されております程度の三〇か四〇程度の交付金の額の動きでござい

ます。たゞいまわれ／＼がとつておりますような算定方法によりまして、今の

の改正をさせていただきますが、そのい

単位費用をそのまゝ用いて算定いたしましたも、結果的にはあまり大きな影響を来さないで済むのではないかと、かように考えておるのであります。

○西村(力)委員 今のお話のように、現在の費用でもつて、五十億くらいは相殺できるということになりますと、それは、あまりに内部的な操作によつて補正がやられておるといふ自治庁のあの平衡交付金算定の際の、いろいろの内幕を暴露しているように私には思えるのです。五十億の増額となつた、それを単位費用をかえないでもはじき方によつて消化できるといふようなことは、平衡交付金というものの算定が、自治庁の指一本で、あるいは陳情のいかんによつて左右されるのだといふことを、あなたが答弁なさつておられるに私は受取れる。それではまたに危険な問題であつて、また一般の地方公共団体においても、こういう答弁をお聞きしているのでは、これはゆるがせにできないことに考えられるだらうと思ひます。こういう点について、もう一度明瞭にお聞かせ願ひたいと思う。

その次に、この五十億の修正は三派共同でなされたのですが、その趣旨といふものは、その修正の場合にはつきり盛られておるわけでありまして、その修正は、院議を尊重する立場から、どうしてもその趣旨通りになつて行かなければならぬと思ふのです。が、あなたの方で今後そういうことをなさる場合において、三派共同修正の趣旨とするところがどこにあるかといふことを、どういふぐあいに押えていらつしやるか、この三点について伺いたい。

○武岡政府委員 単位費用の算定は、もちろんこれは財政計画を前提としたしまして標準予算を組んで、その標準予算から単位費用を算定いたしてわけでございます。ただ実際にこれを各団体ごとに当てはめて計算いたします場合には、大体試算のものと使つております前年度の測定単位の数値が、年度によりまして相当かわつて来るという問題が一つございまして、それからそれを各種の補正係数によつて補正いたしませんと、具体的な算定の基礎になりません。数値が出て参りません。そこでこれを厳密に、各団体から提出された資料によりまして、二十八年度は二十八年度の分として、各数値に単位費用をかけて基準財政需用額を積み上げて参りますと、当初に予定をいたしておきます交付金の額と、びつたり一致するといふわけにはなかつて、具体的に参らないのであります。若千のずれはどうしてもやむを得ないものだと考えております。ただその程度が、非常に大きな違いが生じて来るというやうなことであれば、これは単位費用の定め方が適当でないというやうなことに相なるかと思ひますが、先ほども申し上げましたように、大体全体の基準財政需要額は、府県と市町村を合算して三千億くらいのものであります。これを三派共同で、割合として大体五十億程度の開きが出ておるわけではなかつたかといふふうには考へております。もつとも、二十八年度の計算におきまして具体的にどれだけのずれが生ずるかといふことは、ただいま計算をいたしてあります。

のでまだ正確な数字が出ておりませんが、私が先ほど申し上げましたのは、大体この程度の、普通の計算でやむを得ない程度の誤差でございまして、今まで通りにやつても大幅な影響は全体的に來ないで、済むのではないかと、いうことを申し上げておるわけでございます。ただ、ただいま計算をいたしておりますので、その結果、これは配分上相当影響があるといふやうな数字がもし出るようございすれば、もちろん何とか考慮いたさねばなるまいと考へております。

それから第二点でございますが、これは、今度の予算の修正の御趣旨は、一般的に地方財政が赤字に苦しんでいて、相当今の財政計画に無理があるのではないかと、いふやうなお示しの上でございまして、そこで今回の配分につきましても、もちろんそういう給与費関係のものに、相当重点を置いた配分をいたさなければならぬということとは当然であると考えております。ただ今用いておきます単位費用におきましても、給与関係の経費は従前から相当単位費用上も重視をいたしてありますし、ことに義務教育費の半額国庫負担制度が、今年度から実施せられるのに伴ひまして、義務教育費のあとの半分の、つまり地方が負担いたします部分、この地方財政需要額といふものの算定の比率を、今年度は前年度よりも上げまして、大体地方財政計画の中に算定されておりますものの、ほとんど一〇〇%程度のものを算入いたしたいといふやうに考へております。その関係におきましても、給与の経費といふものは、全体の財政需要額の中

で占めるウェイトが相当高くなつて参りますので、そういう点から見まして、ただいまの単位費用で大体間に合ふのではないかと、いふやうに一応は考へております。ただしかしながらこれは、先ほども申し上げましたように、実際の需要額並びに収入額の算定をしてみますと、具体的に五十億程度のずれがあるのか、あるいはもつと大きなずれが出るのかわかりませんので試算の結果によりましてさらに善処いたしたいと考へております。

○西村(力)委員 私はさうめんどうくさいことをお聞きしたいと思ひますが、院議で修正している趣旨をどう把握しているか。つまり、給与を切り下げて地方公務員の給与を算定したのはいいですが、さうして、それが実際に即していると言ふが、われわれは即してないと思ふ。こういう一方的な切下げを今まで何回もやつて来たのですが、それを大蔵省、文部省、自治庁と三者で、これは実態通りである、だから切り下げざるを得ないのだといふことを言つて来ているのですが、それが院議によつてつづがえされたというように把握してもらえないか、それを認められないか、こういうことなんです。

○武岡政府委員 それは、先ほどから申し上げておりますように、地方財政の中で、二十八年度の当初の計画をいたしましたときに、給与費を、前年度に比べてこれだけふえるといふことを、大体三百億程度でございしますが増額の計算をいたしております。その計画に、さらに今回の修正として、その給与費関係で前年度よりもふえて来るものを、相当多額に見込んで行けばよ

ろしいと考へておるわけでございます。大体交付金として今度ふやしていただきますのが大体五十億でございますが、一方今回の予算修正も、国の関係におきましても相当節約するといふやうな関係もあつたので、地方団体においてもかなり節約を考へなければならぬのじやないかと考へております。従つてその関係で大体四、五十億程度の節約をするといふことになりますと、九十億ないし百億近くのもの、財政計画上の財源として出て参りますが、その九十億以上のものを給与費の増として財政計画の中で立てて行きたいと考へております。それが今度の御修正の趣旨であらうと私たちは考へまして、さうな措置を今とらうとしております。

○西村(力)委員 だからそれを院議でやつたからその通りやるのだといふやうに、おつかぶされたからやむを得ないといふのではなくて、今まで、やつて来た措置が誤りであつたといふやうに、はつきり納得してこの修正を受取り、これだけの作業をやつてもいいたいと私は希望するのであります。確かにその点が一方的な押付けであつたために地方財政の赤字が、この苦しい事情が累積して来るのだといふことを強くお考へ願ひたい、このことをひとつお願いいたします。

○中井委員 中井君。
○中井(徳)委員 二、三原則的なことをお尋ねしたいと思ひます。まず第一に平衡交付金の決定を見まして、それを全国の県や市町村に指示をされる時期であります。これまで大体いつごろやつておられますか。
○武岡政府委員 ちよつと御質問の趣

○武岡政府委員 いわゆる給与の三本建によります分といたしましては、大体それに伴います地方負担は、ただいま各党の御提案になつておられますものは、来年の一月から施行ということでございますが、そういったしますと、大体地方の負担が三億六千万円ぐらいになる見込みでございます。この分は今回増額いただきました五十億の中に入つておるといふ御趣旨のようでございますので、財政計画上もさうなふうに取り扱いたいと考えております。

○門司委員 そこでこの問題になるのでありますが、三億六千万円のもの、この中に当然含まれるということになつて参りますと、これは明らかに一つのひもがついておると申し上げてもさしつかえがない。むしろ給与費でありますから、当然算定の基礎になるのは間違ひはございませんが、しかしさうなつて参りますと、地方の財政の面から申し上げ参りますと、非常に大きな単位費用の計算の基礎に狂ひができて来はしないかと思われる。それは不交付団体と交付団体とが出て来る場合に、その三億幾らというものが、当然ひもつきであるということになつて参りますと、これはそのままわれ／＼のむわけには行かないようになるわけでございます。どうしてもこれはひもつきでしようとするなら、給与費の全体に対して、私はそういうひもつきが一応必要でなければならぬと考える。私はこの点は非常に不可解でありまして、法律で定められたこの五十億というものは、さつき申し上げましたように、単位費用の改正によつてさうしてこれがフルに使用されるべきものであるにかかわらず、三億六千

万円というものが、そのことのために当然この中に含まれて来るということになりますと、これは明らかにひもつきのやうな形が出て来るわけでありまして、平衡交付金の趣旨並びに今日まで平衡交付金を運営いたして参りました観点から、これは将来に非常に大きな弊害を残す一つの問題ではないかと、われ／＼は考えられるのであります。この点について自治庁は、全然弊害がないというようにお考えになるかどうか、お伺いしたい。

○武岡政府委員 今回増額になりました趣旨の中に、さういふ意味のものもあるのだというふうに向つておるのでございますが、平衡交付金は申すまでもなく、これは一般財源でありまして、その財源自身には何らひもはつかないわけでございます。そこで平衡交付金として配分をいたします分につきましては、別に各団体に参りますものの中、これが高等学校の教員の給与とか、あるいは義務教育の教員の給与とか、さういふふうなことはならないと思つてあります。財源としての計算におきましては、これは地方財政計画上は、さういふものも制度がしめることになりまして、それに伴つて地方負担がふえて来るものが財政計画に入る。従つてそれだけ歳入がふえるので、その歳入のうちにみあひになる財源の方、歳入の方を見なければならぬわけですが、それは平衡交付金の今度増額する分もそれに充てられる、さういふ趣旨で、財政計画の改正の中におきましては、さういふ取扱ひになりますけれども、各団体に配分をいたします平衡交付金には、もちろん何らひもがつくわけじやありません。それ

は何らかわりのないわけでございます。○門司委員 私はその点がまだ少し疑義が残るのでございますが、さうなつて参りますと、きわめて重要なことでありまして、算定の基礎の狂いを生ずることになる。この原案によりまして、ちやんとそれ／＼高等学校その他生徒数、あるいは教室数というやうなことをずつと書いてあります。そこで当然私は今のやうな御答弁であるといつたしますと、この面だけが勢い算定の基礎がかわつて来なければ、ひもつきのやうなものになつて出せないといふことになると思ふ。全体がかわつて来るということになりますと、そこだけ余計にやるといふことには私は行かぬと思ふ。どうしても単位費用の基準をきめるとときに、高等学校の分に使われると思はれる、いわゆる高等学校の生徒一人について幾ら、あるいは教室一つについて幾らというふうなことが書かれておりますが、やはり高等学校の費用の中に、それが勢い織り込まれるということが正しい行き方である。もしそれが給与の面であるから、その他の教育費というところに入つておるとすれば、これもまた算定の割出しの中に、私は非常にめんどろな問題が出て来る、さういふふうにお考えられ

る。同時にさういふ大きな問題は、かりにこの中にさういふことが規定されていふことになつて参りますと、地方公共団体では、やはり中央と同じやうな形で高等学校三本建の給与のために、それだけぜひ使わなければならないといふことに、当然私はなつて来ると思ふ。従つて平衡交付金の算定の基礎によつて、これをふやそう

といつたします場合に、断じてさういふものが私には中に入つておつてはならぬといふことではあります。特定のもののだけにおいて、たとへば三億六千万円でありましようとも、これがふえるからといふことで、この平衡交付金がふやされたといふことになつて参りますと、これは非常に将来に災いを残すのであつて、どこまでも一般財源としてこれを残すべきである。従つて今回ふえて参りました平衡交付金の算定の基礎の中に、さういふものを入れるといふことはならぬと思ふ。今部長の答弁では、末端の支給において、さういふさしきわりのないといふことになつておられますが、なるほど末端においてはさういふさしきわりのないかもしれませんが、ひものついておるといふことは、これは事実だと私は考えております。この点はひもがついておるといふ御確信がございまして、今の答弁からすると、確かにひものついたものと考へざるを得ないのであります。

○武岡政府委員 平衡交付金として各団体に配分されまところのその財源の中で、これは高等学校の教員の給与費であるとか、あるいはこれは義務教育学校の教員の給与費であるとか、さういふことは全然ないわけでございます。平衡交付金の性質上、これはさういふ特定の使途を指定しないところの一般財源であるといふことにはかわりはないわけでありまして、ただその算定の基礎におきましては、これは土木費の財政需要額が幾ら、あるいは社会福祉の財政需要額が幾ら、さういふ計算はいたします。しかしながら、これはその団体の全体の財政需要額が一体どれだけののか、またその団体の財政

収入額がどれだけのあるのかという算定の基礎として用いるだけでございまして、それによつて出て参りました平衡交付金というものは、これは何らひもがつかないのが建前でございます。私たちがさういふに考えているわけでありまして、

○門司委員 これは押問答になるようですが、もう一つだけ大事なことを聞いておきたいと思ひますことは、もし政府がさういふ考へ方でやられるとするならば、たとへば閣議において〇・二五の夏季手当の増額をきめておられます。さういふしますと、当然地方には約百億近い財源が必要であります。これらの問題は一体どこで処理すればいいのか。それで、この五十億といふもの、これは一般財源としてこれを取扱つてさういふ、一般財源の中に三本建の給与の……

(私語する者多し)

○中井委員長 発言中ですから私語は禁じます。

○門司委員 当然さういふものが出て来るからといふことは一応わかります。わかりますが、現在のこの三派共同による三本建の修正案が通るといふことによつて、それだけ財政需要額がふえて来る。そのふえて来る分が平衡交付金に含まれておつたということになつて参りますと、確かにこれはひもつきである。予算編成の上において私は非常に困るのじやないかと思ふ。私は、たとえば予算処理の上で三本建の給与のものが通ることによつて、三億六千万円がふえるといふことになります。この法案を出すときに、やはり予算の修正は、それはそれとして行われるべきだつたと思ふ。これを平衡交

されるということとは不可解である。もし政府がそういう御意見であつたならば、向うの法案があがつて来て、事実が事実となつたときに初めてそう言われるべきである。私どもから言うのと、単位費用の組みかえをしてもいいのだが、それがもしあたなの方で非常に困難である、そうして事務的にでもこれの配分ができるという言い分も、私はそのときなら言えると思う。しかし現在まだ法案が国会にかかつておつて、通るか通らないかわからない過程のうちにそういうことがあるから、この単位費用についての書きかえができないというりくつは、私にはわからないのであります。従つて私は厳密に言うならばこれは当然書きかえられるとす。

私最後に聞いておきたいと思ひますことは、そういう処置をすることが將來の平衡交付金の算定をする場合に大きな障害になると思う。しかしそれが障害になるかならぬかということは、いゝわゆるこの平衡交付金法の趣旨から申し上げますならば、すでにあなた方が御存じの通りであつて、各地方自治体の法律で定められた財政のアンバランスを下から積み上げて行つて、そうしてこれで埋めることになつておる。しかし最近では下から積み上げて行くといふような自主性のものではなく、国の予算でこれが左右されておる、これは平衡交付金法に最初から違反しておる。法律自体に最初から違反した処置をとつておるから、こういう間違いが生ずるのである。そうしてそういう仮定の事実を事実として、それに輪をかけてような算定のやり方をやつて参りますと、平衡交付金法自体が

何だかわからなくなつて来る。これを取扱われ、法律を守られるのがあなたの方の仕事だと思ふが、このような法律の趣旨とまったく相反するような処置をしなければならぬことになつてゐる。当局は一体これについてどういふようにお考えになつておるか、これがいとお考えになつておるか、もしこれが認められたら将来どういふことがたくさん出て来ると思ひますが、予算の範囲内でまかない切れないようなものがあるといふにしても、それは全部予算の中にこれを組み入れなければならぬことになつて来る。そうするとそのたびごとに単位費用がかえらる。私はその点をなお聞いておきたいことと、それから法律によりますと、当然この配付いたします金の単位費用といふものは、国会に提出して、これが法律にならなければならぬように相なつておりますが、もし三億六千万円の費用によつて、組みかえを要求するといふことになつて参りますならば、それまでの間は、私はもし施行されるとすれば、法律の違反だといふふうに考へるのでありますが、一体単位費用の組みかえを必要とする場合には、いつごろ国会に出して承認を得られるおつもりであるか。

○武岡政府委員 それは門司さんがおつしやいます通り、給与の三本建といふのは既定の事実じやございません。ございませぬから、ただいま御審議をいただいております平衡交付金法は、従前の政府が提案をしたときの財政計画を前提に、今考へておるわけなんです。そこでもし今後の問題として、当初財政計画で、原案で考へておりましたようなものと、非常に異なつた事態が出て参つた場合にどうかといふことでありますが、それはただいまわれ／＼が想像し得る限りにおいて、総額として大体五十億程度のものなんだから——これは実際に計算をしてみなければわかりませんが、今度の交付基準額と、それから交付金の額との間の開きといふものがどのくらいになるかといふことは、それらの事態が確定した上でなければわからないといふことを申し上げておるわけなんです。実際に計算をしてみた上で、非常にこれは支障があるといふことであれば、そのときにまた考へなければならぬと思ふのです。その間において、この法律で定めるべき単位費用を、いつ修正するかといふお話でございまして、これは国会の閉会中におきましては、政令で一応できるということになつております。事態が、ただいまの段階では八月一ぱいに交付金をきめなければならぬことになつておりますので、もしさうな必要があれば、政令によつてやることをあらかじめ御了承いただきたいと思います。しかしこれは、ただ私がその規定によつて単位費用をみなかえるといふことを申し上げておるわけではなくて、これは事態がいずれ確定した上で、私どもも検討した上で善処したい、かように考へております。

○中井委員長 北山君。○北山委員 私は今度増額になつた五十億の問題で確めておきたいと思ふのです。今の三億六千万のいわゆるひもつきの問題でありますが、この五十億は、例の義務教育費国庫負担の特例法、あれと関連があるかないかといふ問題で、あの特例法がこの国会で流れ

てしまふということになりますと、四十八億ですか、今年度新しい財源を要するわけですね。それを別に予算の補正によつて教育費の増額をしないのでそのまゝにしておくと、その不足分が五十億の方にかかつて来るおそれがあるじやないか。しかも先ほど部長さんのお話のように、五十億の増額をしても、この単位費用に手を加えないでも済むんじゃないかといふお話を伺えば、なおさらその心配が増大するわけなんです。四十八億を富裕団体にやる、そうして教育費の方の不足の額をこの平衡交付金の方で、五十億で調整をするといふことになつては、この増額の趣旨が、さつぱり意味がなくなつてしまふ。そこでこの際はつきりしていただきたいのは、あの四十八億、かりに特例法が流れたといふとして、その場合には四十八億という教育費の増額をするのだ、五十億とは関係なしに、そつちの方の増額をするのだといふことを、はつきり言明していただきたいといふことと、もう一つは、この五十億のうちで現在の作業の結果、どの程度のものが特別交付金の方に入つて来るかわかりませんが、その特別平衡交付金の方に入つた分が、間接に今度の災害の方に使われる危険があると思ふのです。それで今度の水害に関する平衡交付金の増加といふものは、別に補正予算でもつて新しく増額をするのだ、この五十億には関係がないといふことを、はつきりと言明願ひたいと思ふのです。

なほもう一つは、今作業をされて関係の大蔵省その他と交渉になつておるようであります。その結果、大体において府県に対してはどのくらい行くか、市町村に対してはどのくらい行くかといふ、割合でもいいのですが、その関係をお知らせ願ひたい。

○武岡政府委員 第一の御質問の今回の平衡交付金の増額五十億円と、いわゆる特例法による四十八億との関係でございしますが、これはどうも私から御説明申し上げる筋のものかどうか存じませんが、私たちの了解いたしておるところでは、もちろんこれは全然別のものでありまして、今回の五十億円は特例法云々の問題とは全然関係なく、地方団体の財政状態が相当窮乏しておるので、それを救済するという意味で、増額をしていただいたものと、かように了解いたしております。

それから今回の五十億について、それがどのくらい特別交付金の方にまわいかといふお話でありました。法律の規定によれば総額の八％が特別交付金でありますから、五十億の交付金について言えば、四億円ということになるのであります。ただこれは、北山さんものくらゐになるかわからぬとおつしやいました意味は、先ほど申し上げたように交付基準額と、交付金の額の関係で、かりに普通交付金の方の交付基準額よりも多いといふことになりまふわけでありまして、ただいまのところではさうなことを予想しておるわけではありませんが、実際の計算をしてみなければわかりませんが、大体特別交付金としては四億円が法定のものであります。

それからことしの災害との関係でございしますが、今年の西日本水害並びにその後起りました南近畿の水害等の状況をいろいろ聞いてみますと、これは相当ひどい災害のようでございますので、従来この特別交付金で災害復旧関係の各種の経費を見ておりました関係から申し上げますと、とてもこの百億あるいは百四十億といった程度の交付金では、まかない切れないほどのものではなからうかといふのが、一般の御意見のようであります。これにつきましては、いろいろ国会あるいは政府の方におきまして、適当に別途御研究のようでありまして、従来はたとへば二十六年度、七年度におきましては、その年度に発生をいたしました災害関係として、特別交付金からまわりましたものは大体一割五分ないし二割程度である。ただしかし、ことしはただいま申し上げましたように、非常に特殊な事態でございしますので、そのうちのそれくらいのもものが特別交付金からまわるだらうとは私も考へております。

それからもう一つ、府県と市町村に五十億がどのくらい配分されるかといふ御質問のようでございしましたが、まだ具体的な数字は持つておりませんが、ただごく見当で申し上げるならば、この趣旨が、先ほどからお話のございましたように、給与関係の経費に充てられるといふことでございまして、府県が二で市町村が一といふのが、大体常識的な割合にならうかと存じます。

○北山委員 今の義務教育費との関係については、非常に私も重要な問題だと考へておりますので、その点は青木さんの方からはつきりと御答弁を願ひたい。

それから先ほどの部長さんのお話で

すと、単位費用に手を入れないでもやれるような、あいまいなお話でありましたが、しかし給与関係のために五十億を使うのだという以上は、どうして単位費用に手を入れないか、どうしては政令にしろ何にしろ入れなければならぬと思うのですが、その点をはずりしていただきたいと思うのです。何か計算してみた結果、入れなくても済むんじゃないかというところでは、先ほどから心配しておるところの、結局において、その義務教育の方の例の四十八億のし寄せを、こつちの方で間接にかぶつてしまうような結果にもなるんじゃないか、その点をはずりしていただきたいのであります。

○青木(正)政府委員 第一点につきましては、私から御答弁申し上げます。先ほど武岡さんから答弁申し上げたようにありまして、修正予算が成立いたしました。当然政府は修正提案のときにお述べになりましたような趣旨に、五十億は使わなければならないと思っております。また義務教育費特例法の方の關係の法案がかりに不成立になり、そのために四十八億という財政上の赤字が生じますれば、これは別途に、できるだけ早い機会において修正予算なり、何なりによつてこれを措置しなければならぬ、かように存じております。

に理論上はなるわけでございます。ただ實際問題として、単位費用の算定は、先ほどから御説明申し上げておりますように、各行政費目ごとに標準規模あるいは標準予算、標準団体を想定いたしました。かりに土木費でありまして、その土木費の中で一体どれだけの経費がかかるか、その場合に人件費は職員を十人に見るか八人に見るか、あるいはまたそのために職員構成をどれくらいに見るかということ、大体財政計画と国の予算の關係でもつて、標準予算というものを想定して算定したておるわけであります。その場合に給与関係の需要額というものが相当ふえて来れば、もちろんその標準予算の中で給与費の關係が、他の物件費等に対して占めるウェイトというものが、それだく高くなつて行かなければならぬ。それだく高くなつて行かなければ、総体から申しまして、積み上げて参ります全体の計画財政需要額というものは、三千億くらいになるわけでござい

ますから、それに対して今度は五十億の平衡交付金をふやしたという問題が、どの程度に實際に影響して来るかというようなことを申し上げておるのでありまして、大体年々の計算から申しまして、交付基準額と交付金の額の間に、五十億あるいはその程度のずれというものは今までにおいてもあるのだから、そういうことで行けば、大体今の程度の単位費用の考え方から言つても、給与費の他の物件費に対するウェイトが非常に不当に輕過ぎるということにはならないで、済むのじやないかという一応申し上げておるわけですが、しかしながらこれは理論上から申しますと確かに通る通りな

んで、もつと厳密に計算をいたさなければならぬわけでございしますが、今いろいろ各団体から参りましたところの数字をもとにいたしまして計算を行つておりますのでその結果によりまして、なお十分に検討してみたいと思つておりますが、大体私たちの見るところでは、今の程度でも給与費を輕視した単位費用にはなつておらぬのじやないだらうかということに考えております。

○北山委員 しかしとにかく五十億というものがもたらして、この法律の今の単位費用のまま計算する場合と、五十億がふえて、しかもそれを今お話になつたように給与費として使う、あるいはそのうち三億六千万は特別にかひもつきでやるというようなことを、實際の上に現わすにはどのような方法でやるのですか。単位費用に手を加える以外に、何かちやんと合理的な方法があるのですか。私は自治庁の仕事としては、それ以外に腰だめの解決するといふようなことはいたしません。結局単位費用に手を入れないければ、自治庁が担当してある責任ある仕事が行えないのじやないか。計算はせんが、理論上はそれを予算の修正の趣旨に従つて使う以上は、単なる腰だめではだめなものであつて、これははつきりとした交付金法に基いた単位費用の上に現わされて来なければならぬ、この上を考へるのですが、それ以外に何か合理的な方法があるのですか。

○武岡政府委員 合理的とおつしやいます。理論上はおつしやる通りだといふことを私申し上げておるのです。理論の上から申し上げればその通りで、単位費用の算定の内容は御承知の通りであります。予算を組みます場合に、どの程度のウェイトを置いて行くかという問題なんぞございしますから、給与費の關係と他の物件費等の關係において、その場合におつしやる通り理論上から言いますならば、財政計画に出しております数字そのものが、単位費用の中に一銭一厘でも入つておるものではないことであらば、おつしやる通り一億かやつてもかえなければならぬと考へております。しかしながら単位費用の算定というものが、大体何を標準にするかは、いわゆる標準予算の標準単価というものをどう見るかというところで、大体財政計画全体と国家予算とのにらみ合せで、きめておる程度のものでございします。その程度のもものは、無視するというわけではございせんが、實際出て来た結果から見ますならば、各団体に対する財源の配分上さうな趣旨は出て来ないのじやないか、私はさうな考へであると思ひ上げたわけでありまして、

○津井委員 今度われ／＼が審議しております地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律というものは、義務教育費国庫負担のあれでは五百四十億というものが、今までの平衡交付金の中から出て行つてしまつて、そのためにここに当然平衡交付金の算定に用いる単位費用の改訂を必要とするといふことがおのゝ理由になつておる。もちろんそのほか地方公務員の給与の経費の増加という理由もありまして、なつておる。ところが現在の客観的な情勢から、当初この法案をあなたの方で提出したときとは、非常に情勢がかわつて来たといふことなんです。

なぜならば、五百四十億というわくの中から、東京、大阪にはやらないという前提のもとに、いわゆる特例法というものをつくつたわけなんです。ところが現在の客観情勢から行くと、政府が提出している特例法の運命は、国会でござりつづける情勢が出て来ておる。と同時に千二百五十億というこの予算を前提にして、こういう単位費用をつくつたわけなんです。ところがそれに新しく五十億というものがおつかふされて来、しかもその五十億の中には、いわゆる教職員の給与三本建て三億六千万というふうなものがあります。どうも少し自治庁のいわゆる科学的な意図、数字を用いた中立性を阻害するやうな要素を含んだものが入つて来ておると思ふやうなニュアンスがある。こういう二つの、これを出した当時とはまつた違つた状態が、現在出て来ておるといふことなのでございします。従つてこれを今までの通りの状態で、われわれの／＼でしまつて行くといふことになりまして、非常に多くの不確定な要素といふものに、われ／＼は目をつぶつて行かなければならぬという情勢が出て来るわけなんです。従つてさいぜん門司委員からも、非常にその点を心配されて指摘されたのでございします。自治庁は今後さういふ不確定な要素が出て来ても、ほんとうに自治庁として中立の立場で科学、技術を用いて一切のさういふものを断ち切つて、自治庁が本来の平衡交付金法に規定してある精神に基いてやるかどうかといふことなんです。あなた方がこれをやるかといふことを、ここに言明していただければ、われ／＼はこれをの／＼でもちつともさしつかえない

と思いますが、そのことを第一にはつぎりしておいていただきたい。

○武岡政府委員 義務教育費国庫負担金が、ただいま提案いたしております特例法の運用によりまして、どうなるかわからぬという御趣旨でござい

が、義務教育費国庫負担金がどうなるかということは、平衡交付金算定自身には別に関係のないことだと思つて

あります。ただおつしやるように、かりに特例法が成立をしないとなつて、各団体に四十八億の負担金が行くのだといふことになりました場合には、これは地方財政の上から申しまして、それだけの財源の偏在が起るということ

は言えるわけでございますが、平衡交付金には何ら関係のないことだと私

ちには考えております。それからいま一つ、三本建云々のお話がございましたが、これは先ほど私が門司さんにも申し上げましたように、別に三億六千万円というものが平衡交付金の中

のひもつきというふうには考えておりません。平衡交付金自身はひものつかない一般財源であることが本旨なのでござ

いますから、さようなことには相ならぬと考えております。

○津井委員 地方財政平衡交付金というものは、地方財源の偏在を直すのが本来の使命である。ところがその地方財政平衡交付金によつて、地方の財源に偏在が生ずるような事態が、現在客観的な情勢として、はつきりして来

ておるわけですか。今あなたが言われる五百四十億円の問題で、はつきりして来たわけなんです。そうしますと、当然その偏在を是正しなければならぬ

平衡交付金というものの、そういう客観情勢がはつきり見通されておる現実

において、それをそのままほおかぶりして行くということは、私は当を得ない方法だと思つております。その点はどうか。

○武岡政府委員 義務教育費国庫負担金が、いわゆる富裕団体に配分されるということによつて、この団体間の財源の配分はおつしやるように、財源の偏在というような問題は起ると思つて

あります。しかし平衡交付金の算定自身はおそらくそれに結びつかないと思つております。これは税の關係において同様でございまして、経済情勢の変化によりましてある団体が特殊な税収に非常に恵まれて、その団体に十分な財源が与えられるというよう

なことになりまして、平衡交付金の算定上はいわゆる基準財政収入額だけを計算するのでありますから、その団体が非常に努力をして、かりに予定基準財政収入額にいわゆる標準税収以上のものを徴収してしまつても、これは平衡交付金のうち外の問題だということになるわけでありまして、平衡交付金はこ

こまでならずということを建前にしてはおらないと思つております。今御指摘の特例法の運用による義務教育費国庫負担金がある団体に行くとか行かないとい

う問題と、今の平衡交付金が考えております調整の問題とは別の問題ではないかと思つております。

○津井委員 その点が別であることはよくわかるのです。ところが今までのわれ／＼の考え方というものは、義務教育費の五百四十億と平衡交付金とは一体のものであつたわけですか。それが

今度の法律でわかれて来ているわけですが、これは地方財政全般の計画からあります。なるほど平衡交付金だけ

をばんととり出せば、ちつとも影響はありません。しかしわれ／＼が少くとも地方行政委員会として考える場合に、地方財政全般を考へる。その全般の中に

において地方財政平衡交付金をどのようにならなければならぬかというの

が、平衡交付金のあり方の考え方だと思つて、そこがあなたのように平衡交付金だけ

をばつんととり出して議論すればその通りです。しかし少くとも政治家としては地方財政全般を考へなければならぬ。ところが地方財政全般の中

にあってあるべきところの平衡交付金だけをとり出して考へるということ

は、非常に筋が通らないことだと私は考へるわけでありまして、その点はどうか考へて

○武岡政府委員 ですから先ほど申し上げましたように、義務教育費国庫負担金制度によりまして、いわゆる富裕団体に財源が行くということになれば、地方財政全体として財源の偏在が起るということ

を申し上げておるわけでありまして、そこである特定の団体にそういう事態が起るという

事象が起るというよりは、つまり今の建前として政府が考へておるものよりもよ

いけい財源が行く。その財源になるものは国が支出するわけなので、別に今地方財政計画の中で予定している他の財源を食うわけでもないわけでは

ない。それだけ国庫の持出しになるわけでは、そのためにどうなるかといへば、

団体の間の財政のアンバランスということが起るということにはなりません。けれども、ただいま予定したて

る財政計画自身の中で、交付金の額が多

いとか少ないとかいふ問題、あるいはその交付金の配分はどうするといふ問題にはならぬといふことを、私は申

上げておるわけでありまして、

○津井委員 その点はそのくらいにして、次に特別平衡交付金の問題に入ります。五十億増加することによつて千三百億になるわけですか。そうしますと、さいせん御指摘したように百四億

の特別平衡交付金が出て行くわけですか。ところが問題はこの災害の起つて

し上げておるわけでありまして、

○津井委員 その点はそのくらいにして、次に特別平衡交付金の問題に入ります。五十億増加することによつて千

三百億になるわけですか。そうしますと、さいせん御指摘したように百四億

の特別平衡交付金が出て行くわけですか。ところが問題はこの災害の起つて

いる西日本地区の問題に關係して来るわけでありまして、この百四億の特別

平衡交付金の中から西日本地区に行くのは十億。従つて今度五十億出るもの

の中から概算的なものによれば、百四億の十億四千万円が大体予定さ

れるわけですか。そうすると現在五億行つておりますから、残りが五億四千万

円という形になつて来るわけですか。それで現在のこの平衡交付金のわくの

中においては、西日本地区に行く特別平衡交付金というものはきまつてしまつ

てしまつておるわけですか。大体総額に對する八割というわけがきまつて

いるわけですか。そのわくから出て行くものが十億であつて、それ以上のものは

どうにもならないといふのが現実なんですか。従つて現在のこのような客観的な情

勢から見て、十億の特別平衡交付金ではどうにもならないといふことは、財

政部長お考えの通りだと思つて、この

ところが現在非常に不確定な給与の三本建のために三億六千万円というものが、三派の秘密協定によつてつけられ

ている。一番大事な民生安定に重大な關係を持つ災害に對して、ここに五十

億の追加予算がなされておるにかかわらず、自治庁はそれに対して今までの

平衡交付金のわくは、法の通りに八割であるので、もうそれはしょうがない

とそのまま見送るつもりなんです。

それとも何かそこにくふうをして、特別に西日本あるいは和歌山の災害に特別

交付金というふうな形でも、あるいは何かそのほかの形で持つて行く

というふうないくふうでもありませんか。

○武岡政府委員 本年の災害に關連しての災害復旧費と、特別交付金との關係についてのお話でございまして。先

ほども申し上げましたように、本年の災害は非常に異状な特殊な災害でござ

いますので、それに対する財政補給の意味での特別平衡交付金が、こ

と百四億円であるという關係から申しますと、それは非常にきつうくつだらう

といふことは私も考へるわけですが、ただ、ただいまの法律の建前からいた

しますと八割といふことになつておりますし、またそのうち十億といふよう

なお話でございまして、これは別に法律できまつておるわけでもござい

ませんので、大体従来から、せいゝ一割五分から二割くらいだといふこと

を、先ほど申し上げたのであります。が、いづれにいたしましてもこの程度

のことでは、どうもことしの災害によります各団体の財政収入の減とか、あ

るいは災害に基きます特別な財政需要をまかなひますには足りないのじや

ないかと思つて、それで何となく今度の災害に關連した特別の措置を考

えなければならぬらうといふこと

で、政府といたしましても検討している次第であります。

それとも何かそこにくふうをして、特別に西日本あるいは和歌山の災害に特別

交付金というふうな形でも、あるいは何かそのほかの形で持つて行く

というふうないくふうでもありませんか。

○武岡政府委員 本年の災害に關連しての災害復旧費と、特別交付金との關係についてのお話でございまして。先

ほども申し上げましたように、本年の災害は非常に異状な特殊な災害でござ

いますので、それに対する財政補給の意味での特別平衡交付金が、こ

と百四億円であるという關係から申しますと、それは非常にきつうくつだらう

といふことは私も考へるわけですが、ただ、ただいまの法律の建前からいた

しますと八割といふことになつておりますし、またそのうち十億といふよう

なお話でございまして、これは別に法律できまつておるわけでもござい

ませんので、大体従来から、せいゝ一割五分から二割くらいだといふこと

を、先ほど申し上げたのであります。が、いづれにいたしましてもこの程度

のことでは、どうもことしの災害によります各団体の財政収入の減とか、あ

るいは災害に基きます特別な財政需要をまかなひますには足りないのじや

ないかと思つて、それで何となく今度の災害に關連した特別の措置を考

えなければならぬらうといふこと

で、政府といたしましても検討している次第であります。

○津井委員 実はその特別な措置とい

うようなものを考へるという段階でなくして、もはや実施をしなければなら

ぬ段階が来ていると私は思ふ。たとえ

ば現在福岡県あたりでも三十億以上の

金を出している。ところが実際には二千四、五百万円しか出してない。あの二十九億七、八千万円というのは、とにかく何らかの国の融資あるいはそういうものをたよりにして出しているわけだ。従つて早く政府がそういう措置を、こういう方針で行くのだという概括的な方針でも示していただかない限りにおきましては非常に困る。従つて現在五十億という金が議会の非常な御努力によつて入つて来たわけですから、何とかここであなたの方から自由党、改進黨にでも御相談になつて、三本柱には三億五千万円ということに御丁寧にもしてくれませんか、災害に對してはおそらく超黨派的にやられてゐるんですから、あなたの方から御相談なされて、ああいう三億五千万円があるものなら、何とかこういう点についても修正してもらいたいという要望でもされたらどうかと思ひますが、そういう点自治庁の方からお考えはありますか。

○青木(正)政府委員 災害に關連する地方財政の問題は、まことにごもつともでございます。ただしかし五十億の問題につきましても、これは修正を提議なさつた三派の意向と申しますか、それが成立いたしますれば、その国会の意思を尊重しなければなりませんので、その金を災害の方に政府として使うといふことはどうかと思ひのであります。これは国会の意思をあくまで尊重しなければならぬと思ひのであります。そこで災害關係の方の金は、しからばどうするかという問題になるわけですが、それを三派の方に対してこの際五十億の中から使うこと

を、御承認願ひたいというふうに申込むことも、すでに衆議院におきましては意思を決定したことでありまして、今さら政府からそういうことをお願いするものかどうか考えるのであります。ただし災害關係は先ほど財政部長も申し上げましたように、特別平衡交付金のわく内ではどうもいまいきれないのじやないか。そこで特別平衡交付金でなしに、補給金というやうなことをここで考へて行かなければならぬのじやないか。しからば早く政府はそうしたことを提案すればいいじやないかといふことはごもつともありますが、實際の内情を申し上げますと、災害による府県の負担増、または減収の見込、この数字が先般御承知のように福岡県からも参つておりますが、負担分につきましては、県側の数字もまともなものであります。しかしまた減収の面につきましても、まだ市町村等の数字もまともなものであつて、はつきりした数字が出ておりませんので、どの程度にどうやつていいか、これは当然政府として考へなければならぬ問題であります。が、具体的にそれを提案する段階に至つていない、その数字がわかり次第、当然修正予算なり何なりにおいて考へなければいかぬ、かように存じております。その間の問題につきましても、たとえば平衡交付金の繰上げ配分をするとかいふやうなことで、当座の問題は解決するほかにないのじやないかと考へております。

○藤田委員 滝井委員の質問内容は非常に重大であります。この点に關しましてはもう少し具体的に將來の構想を話してもらいたいと思ひます。あるいは平衡交付金の増額を予算修正によつて行ふか、あるいは起債の問題、とにかく國庫補助に對しましては、水害特別委員会がありまして特別法をいろいろ考へております。國の補助金の点は大筋によつてどうにか具体化すると思ひますが、問題は地元負担の問題であります。災害費からしても、たとえば熊本県だけを例にとりましても、地元負担が約二百億と想定されております。その際において、半年度で処理を終らぬとしまして、相当大きな地方財政の穴が明くことは必至であります。が、この際政務次官から起債の面か、あるいは交付金の面で予算措置を將來考へるとか何とか、もう少し具体的なお考えを率直にお聞きしたいと思ひます。

○青木(正)政府委員 藤田さんのお話まことにごもつともでありまして、自治庁といたしましては、災害による府県の負担につきましても、何とかして考へなければならぬといふことを機会あるごとに相談もいたしておるのであります。ただししかしその負担を國家においてめんどろを見るかといふ問題になります。たとえば税収の問題につきましても、はつきりした減税の問題、これは交付金的な考へ方、あるいは補給金的な考へ方で見なければいかぬのじやないかと思ひますが、その収入が時期的に遅れて来るということになりますと、これは起債で救済するといふやうなことも考へなければならぬ。また市町村なり府県なりの負担につきましても、それを補助金で見ると、あるいは交付金で見ると、またものによつたら起債によつて見る問題もあると思ひのであります。こうした問題につきましても、まだはつきりした数字がつかめませんので、起債のわく、補給金のわく、また補助率といふたやうないろいろな相關關係がありまするので、具体的に今どうするといふ案が出て来ないわけでありまして、しからば政府の考へとして起債のわくの問題、それから平衡交付金にかかわるべき補給金の問題、それから國會側でいろいろ検討なすつております補助率の問題をあわせまして、政府としては災害による地方財政の負担を何とか解決して行きたい、かように考へておるわけでありまして。

○藤田委員 ただいまの政務次官の御答弁、非常に重大な事案でございまして、私も力強く思つておるのであります。それは平衡交付金にかかわる補給金、たしか昭和十一年ごろは臨時財政調整補給金というのがありまして、地方財政に非常に大きな役割を果しておりましたが、今回一般交付金、特別交付金のほかに、特殊な地区に特定の範圍内で配付される補給金というやうな名前のものを考へておられるのかどうか。そうすれば、地方自治体にとりまして非常に朗報になると思ひますので、もう一回念のためにお聞きしておきたいと思ひます。

○青木(正)政府委員 政府といたしまして具体的に提案するまでには、なお關係方面と折衝の必要があると思ひます。しかし自治庁といたしましては、そうした構想を持つておることだけは、はつきりと申し上げておきます。

○横路委員 財政部長にお尋ねします。三月十四日、解散直前に年末の地方公務員の〇・二五に關して支給するように閣議決定をしてやつたわけ

す。これは前に同僚の西村委員から質問がありまして、あなたから答弁があつたように聞いておりますけれども、私としては、そのときの実際の状態から、あなたから西村委員に対する答弁は非常に遺憾にたえない。三月十四日に、地方起債、資金運用部資金の問題並びに公算公債でやりました都道府県の公務員二十八億、市町村の公務員十二億、合計四十億については、これは何といつても〇・二五に措置する分としてやつたわけなんです。しかもその点については、われ／＼委員会としては、平衡交付金を増額してまうやうに、たしか三月の二日、三日、四日と、當時の自治庁長官並びに當時の大蔵大臣も當委員会に出席をいたして、ついに三月十四日に閣議の決定を見てやつたわけなんです。

まず私が質問したい第一点は、この〇・二五については、いまだに都道府県においては地方債あるいは公算公債の形で残つておるが、それと今日附帯決議でもしようといふ先般の予算委員会、本會議において修正になりました五十億の増額の分の關連はどうなるか、全然關係がないのか、もしも五十億と〇・二五を措置した四十億とは全然關係ないとしたら、地方債、公算公債の四十億については、この二十八年度の年間の予算の中で、たとえば次の臨時國會等において増額修正をするといふのか、それとも〇・二五については全然はつたらかしにして見ないといふのか、その点をまず第一番目にお尋ねいたします。

○武岡政府委員 御指摘の通り、昨年度末に、政府といたしましては地方債の五十億の特別融資措置を講じたわけ

であります。その措置の経過については御承知の通りでございますが、大體年末から地方公務員の給与改善問題に關しまして、いろいろ国会の御意見等がございまして、政府職員につきましては、予算は現行の予算のままでやるんだ、予算の範囲内において超過勤務手当の繰上げ支給というような特別措置を行ったという経緯もございまして、地方公務員につきましても、大體それに準じたような措置を地方がかりにするというたしまた場合に、その財源をどうするかということが問題になつたわけでございます。で政府といたしましては、政府職員自身につきましても、別段そのために予算の増額というふうな措置はいたさないの、ございまして、地方公務員につきましても、特にそのために交付金を増額するということ、特にならば、大體できるであらうと思われれる財源措置という一つの考え方でもつて、こういう緊急措置がとられたわけであります。ただ申し上げるまでもなく、各団体としてそういう手当の支給をするとかしないとかいうことは、各地方団体が任意にきめるべき問題でありますので、政府といたしましては、各団体に対しては、さような措置をとれとかとるなとかいような指示はいたしておらないのでございます。

は、地方公共団体は實際赤字に悩んでおるので、今言いましたように、實際に地方債三十億、公債二十億、合計五十億、この内訳は、〇・二五に關して都道府県二十八億、市町村が十二億、合計四十億、その内訳は、三十億を地方債、十億を公債、残り十億を公債公債は一般公共事業に關するもの、公債企業については別途三十億、これは公債公債だ、こういうふうにしなわけです。あなたの方では、實際に指示するしないということは、それはもちろん指示する建前ではないでしよう。しかし實際に当地方行政委員会でも討議し、閣議の決定を見た内容は、今あなたが話のように、地方公共団体のにおいて〇・二五を措置するの、これだけの金では足りないという形において四十億の地方債、公債を含めてやつたわけですね。そこで私は、この点については自治庁としてもできれば平衡交付金で増額してもらつたということ、一番よかつただらうと思う。それができないからそういう措置をしたので、今私が聞いておるのは、この点について、一体これだけに見合う金として別途四十億に相当する金は平衡交付金で増額する考えがあるかどうかということをお聞きしておるのです。なければならぬのでございます。

〇武岡政府委員 ただいま御指摘の問題については、二十七年年度の御質問として先ほど申し上げましたような措置を政府はとつたわけでございますが、そのほか特にこのための財源としてさらに四十億の交付金を増額するような措置は、政府としては考えておりません。

〇横路委員 これはほんとうは床次さんに質問した方がいいのかもしれない。あるいは場合にやつたら床次さんにお聞きしたいのですが、実は五十億の内容について、私は予算委員会が改進黨の河本君が説明しておることも聞いてたわけですね。私たちが非常に関心を持たざるを得ないのは、先ほど門司委員からお話があつたと思いますが、公立の高等学校の職員に關する給与改善費として五十億の中に、三億六千万円含まれておると説明をし、あわせて五十億は昨二十七年において算定した地方職員の給与費について算定したものでないものである、すなわち二十六年十月のときに当時の算定三百四十八億、三百四十九億を差引いたその後に起る不当な点について、給与の實際にそぐわないものがあるから、それらに見合うものとして五十億をこゝで出すのだ、こういう説明をした。この点については、今まで各委員からお話があつたと思うのですが、自治庁としてはどういふふうにお考えになつておるのか、ひとつ簡単に御答弁願ひたい。

〇武岡政府委員 先ほど申し上げた通りでございますが、今回の増額の御趣旨は、地方財政が總体的に窮乏しており、ことに給与費の關係は、二十八年度の財政計画を見ますと、その点が不足ではないか、それを補填する意味で考え、こういう御趣旨に承つておりますので、さうに考えております。

〇横路委員 今回きまりました十二月十五日支給の年末手当〇・五の中から繰上げ〇・二五分は、地方公務員にも当然支給されるわけですが、この点についての支給はどういふふうになりますか。

〇武岡政府委員 國家公務員については繰上げ支給ということが決定すれば、その旨自治庁としては各地方団体に連絡をするつもりでございます。そのういたしますと各地方団体も、あるいはそれに準じて繰上げ支給というような措置をとるかと思ひます。

〇横路委員 その点の財源措置は自治庁として、どういふふうに考えておりますか。

〇武岡政府委員 ただいまの段階においては、これは年末手当の繰上げ支給ということになつておりますので、別にそのため今回繰上げ分として特段の財政措置というものは考えておりません。

〇横路委員 私が尋ねたのは、平衡交付金の配分を、たとえばこの前のお話でございましたように、四月には四分の一、六月には四分の一、こういうふうな配分の方法があるかと思ひます。今さしあたり三十一日に参議院の本院議を通過したということになれば、それらを見込んでどういふふうに分けるのか。その点簡単にいひたい。

〇武岡政府委員 先ほど申し上げた通りでございますが、今回の増額の御趣旨は、地方財政が總体的に窮乏しており、ことに給与費の關係は、二十八年年度の財政計画を見ますと、その点が不足ではないか、それを補填する意味で考え、こういう御趣旨に承つておりますので、さうに考えております。

〇横路委員 今お聞きしたいのは、八月四日ないし五日には國家公務員に支給する、そうすると今のお話で、九月に平衡交付金を各都道府県に配分する、それについては、繰上げて概算払いをする、こういうわけですね。

〇武岡政府委員 さういふ方法も考えられるというふうに考えておるので、実は法律の規定によつて、九月が概算交付の時期になつておるわけですね。しかしながら今回は八月にさういふ特別な事情によつて、地方団体として資金があるわけでございますので、団体の資金の状況から見ても、八月にただちに支給するの非常に支障があるというふうなことであれば、それに対する措置が二つ考えられる。それで、一つはとりあえず國の金を一時融資するという方法ですが、しかしこれも政府資金の關係もございまして、その方法のほかに九月に概算交付すべきもののうちの一部を繰上げて、八月に支給する方法はないものであらうか、これは私たちがこの間だけでございまして、國の金の關係もございまして、ただいま大蔵省と打合せ中でございます。

〇西村(力)委員 青木政務次官にちよつと尋ねますが、結局五十億の平衡交付金の増額をした趣旨は、給与の切下げが不当であつたという趣旨に基いてなされておるのだ、それを政府側

としては受けなければならぬということになるのですが、それについて事務的な立場からでなく、政府の立場から、そういう立場は国会において不当と認められたのだから、今後そういう不当な切下げ措置をやるようなことはしない、こういう立場を鮮明にしたい、とお願いしたいと思います。

○青木(正)政府委員 私は修正提案者の御意向も政府の切下げが不当だといふように承知しておるのではないのであります。給与関係等において赤字を生ずる原因があるといふように聞いておりますので、その趣旨を体して、給与関係の面にその費用を充たされる、こう考えております。

○西村(力)委員 それは私が承知している範囲、あるいは今日の産経に出た記事の内容、これはまた平衡交付金を今通そうとしているが、通したあと出る附帯決議は、実際のところは、床次さんが起案されたのでありますけれども、そういうふうな、承知してないといふことは重大な問題であらうと思ひます。それをひもつくとするかしんかということは、平衡交付金の本質論から問題がありますが、そういう趣旨で修正されたのだ、増額されたのだといふことは率直に受取つて、院議はそういうふうな断定されたのだから、不当な切下げはしない、財政措置をやるのだといふように確言を願ひたい。

○青木(正)政府委員 現在の教育職員給与関係が実態に即しないという点については、修正提案者の御指摘の通りであります。見方によつて政府の決定した基準額——これは全般的に見ると、政府が立てた考え方も、私ども理論的には必ずしもそれが不当であるかど

うかということはいえないと思ひのであります。しかし、実際に即しない点が現れておるといふ点は、私ども率直に認めまして、そうして提案者の御趣旨を体してこの五十億を使ひたい、かように考えるわけでありませう。

○西村(力)委員 武岡財政部長にひとつ伺ひたいのですが、全国には軍事基地が七百以上あるのですが、その軍事基地においては、目に見えない支出がよいある。たとえば学校の問題にしましても、児童たちがある一点に集中して、変な方に行かないようにするために、その文化的な情操をゆたかにするような施設を村民によけいやるとか、あるいは運動競技の用具をたくさん備えて、そこに集中させて行くとか、あるいは変なものが入りしなように、普通だつたら必要でないところにも備えをめぐらすとか、そういうたくさん支出があるのです。そういう点について、特別に指数補正的なことを今までやつておるかどうか。やつておるとすればどういふぐあいにやつておるか、それをつつだけ。

○武岡政府委員 ただいまお尋ねの点につきましましては、従来からも特別交付金で考慮しております。特別交付金の算定の際に、いわば渉外的な経費が多額に上る、こういう理由で、各団体がそのために特に支出した金額を報告していただきまして、それを元に特別交付金を配分しております。

○中井委員長 それでは御質疑はありますか。——これをもつて質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますから、順次これを許します。床次徳二君。

○床次委員 ただいま提案になつておりますところの地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に關しましては、改進黨といひましたは賛成の意見を表すものであります。

しかしながら、すでに委員会の審議におきまして、問題となつておりましたごとく、平衡交付金の算定に關しましては、実情に對していささか予算が少な過ぎるということが、従来の大きな欠点でありました。やはりこれはできる限り実情に沿うべく、平衡交付金の増額を今後政府も努力されたといふことを、強要望するものであります。

なおこの機会におきまして、過般の予算を修正いたしました自由黨、改進黨並びに自由黨の三派を代表いたしまして、本法の改正法案に對しまして、附帯決議を付することを提案いたしたいと思ひます。まず案文を朗読いたしたいと思ひます。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の附帯決議案
一、政府の策定した昭和二十八年地方財政計画はこれに算入された地方職員給与費につき実態に即しないものがあり、ためは地方財政を圧迫していると認められるのでさきに行われた予算修正の趣旨にのっとりこれを修正すること。

一、地方財政平衡交付金の予算計上額増額を機会に単位費用その他同制度の全般にわたつてさらに必要な検討を加へ、一段と運営の適正化を期するとともにその結果については、政府は次の国会において必要な措置を講ずること。

りますが、この附帯決議を提案いたしました趣旨は、先ほど以来本委員会において、政府と委員との間にしばしば、応答が繰返されましたごとく、今回予算の修正が行われましたに對しまして、政府はいかに措置をするかといふ点でありまして、第一点は地方財政計画におきまして、この予算修正の趣旨にのつとつて、修正を必要と認める。これに對しまして、政府も善処する旨を答へておりましたが、附帯決議に對して明らかにこれを要望しておきたいと思ひるのであります。

第二点は、平衡交付金法の単位費用の問題でありまして、すでに繰返し質疑が行われましたが、その処置に關しましては、ここに書いてありますごとく、政府は次の国会において必要なる措置を講ずる、十分検討せられた結果、運営の適正化のために、政府としては善処せられたことを要望しておく次第であります。すでにこれも政府の答弁によつて明らかになつておりますが、特に事柄が重大でありますので、附帯決議を付しまして、もつと本案の政府原案に賛成いたしたいと思ひ次第であります。どうか各位の御賛成を望む次第であります。

○中井委員長 加藤三三君。
○加藤(三)委員 自由黨を代表いたしまして、原案に賛成し、なお床次委員から提案されました附帯決議案に賛成いたします。

原案は義務教育費国庫負担法、児童保護措置費並びに教材費等の法令の改定による改正並びにベースアップ、その他産業統制撤廃、それらによる諸般の適当な改正を加へましたほかに、義務教育費その他の府県の施設の經常費

をより十分に保障しようという適當な改正案と解釈いたしております。なおこの法案の審議中に、五十億の平衡交付金の増額がございましたことは、この地方行政委員会としても大きな喜びとするところでございます。この五十億の増額を有意義ならしめるために、三派共同で提案いたしております附帯決議案が、実効を表わしますことを期待いたしまして、喜んでこの附帯決議案にも賛成いたすような次第でございます。

○中井委員長 北山愛郎君。
○北山委員 私は日本社会黨を代表しまして、平衡交付金法改正の原案に反對をし、かつ附帯決議にも反對をするものでございませう。この平衡交付金法の制度がしかれてから、すでに数年経つておりますが、この制度の本来の趣旨でありますのは、地方団体のほんとうにあるべき姿の地方自治の活動、これをやるための必要な経費、これを基礎にいたしまして、歳入と差引いたあとの不足分について、政府がこれを交付金として交付する、これがこの制度の本則であります。ところが現在までの質疑でもわかりますように、いまだに平衡交付金の制度の原則が実現されておらないといふことは、私どもが非常に残念に思うところであります。政府の方でかつて非常に低い基準によつて、地方の財政需要といふものを計算しておる。その結果いろいろ地方にはまづいことが出ておるわけでありませう。たとえば自治体警察の維持費にいたしまして、この財政需要額の基準が低いために、それで算定された交付金その他の財源が少いために、せつかくの自治体警察も次から次

いないのでございますが、各省庁の官房長その他責任者の方に、行政の内容について講義を願つたら、かように現在考えております。それから最後の管理論でございますが、人事管理、事務管理、その他の管理論等、監督者あるいは幹部要員として必要な諸科目につきましては、現在のところ専任講師を置きまして、その人にその大部分を担当していただくというような考え方でございます。もちろんこの半年間研修をいたします場合には、時間のずれその他いろいろな事態が起りますので、彼此相融通して講義を進めて行くような場合もございますが、大体の考え方はさような考え方で今進めております。

論、このところは、できるならば専任講師というのですが、これはできないならば自治庁の官吏各位でなされるといふあいにも考えていらつしやるわけですか。

○山野説明員 お答えいたします。私の言ひ方がまずかつたのですが、専任の講師でやつて行きたい、かように考へております。

○西村力一委員 それでは基礎学とか

ずつとありますが、この時間の割当をどうなさいますか。

それから宿舎なんかをあつせんして、共同的な一つの生活環境というものをつくるのだらうが、そういう点について伺いたい。

○山野説明員 各学科につきまして、時間を何時間にして行くかということにつきましては、大体私のところで一応の案はできておりますが、まだ若干

検討を要するものがございまして、
まだお手元に配付いたすまでには至つ

ておられないわけでございます。ただこの資料にございますように、重点の置き方は、本科におきましては各部行政と管理論に重点を置きますし、普通科におきましては基礎学と地方行政一般に大体重点を置いて行きたい、かように考えております。

なお、この研修生の宿舎の問題でございますが、将来できますならば寄宿舎も建設して行きたいと考えておるのでございますが、さしあたりましては、各府県の宿泊所等に宿泊していただく、そういうぐあいに暫定的には考えておる次第であります。

○滝井委員 ます、自治大学というように、なぜこれを大学としなければならぬか、それを第一にお伺いいたします。

○山野説明員 自治大学校の名称につきましては、昨日も同様な御質問がありました。次長からお答え申し上げたのでございますが、当初六団体等が協力いたしました、アメリカのロックフェラーあるいはフォードの財団から資金を仰いで、地方自治の研修の道場をつくらうという構想があつたのでございます。その後、アメリカの方の資金の援助ということは不可能になつたのでございますが、そういうような地方公共団体の当初の発足の当時における構想が、自治大学校であつたという点と、それからこの大学校は、各府県に置かれておりますところのいわゆる研修所よりも、さらに高度な研修を行うのだというような建前から、こういう自治大学という名称をつけたのであります。

ものは、基礎的な科目は主として大学の先生方で、そのほかの地方行政の実務的なもの、いわゆる各部行政というのは官房長等がやられるということになります。そうしますと、御存じのように、新しい学制によつて、現在日本には四百二十六の大学が各地方にあるのでございまして、ほとんどの県庁の所在地に大学があり、しかも短期大学というものもあつて、占領中に、内務省というものが地方に対して強い統制権を握つておつたが、こういうものがあつては兼び軍国主義の復活があるというので廃止されておる、これがいよいよ民主主義における非常に重要な思想をなしておつたと思つて、ところがこういう自治大学というものができまして、今まで自治庁になつたところの地方公務員の研修に関する権限というものが、新しく自治庁に付与せられるということが一つ出て来るわけなのでございます。これは当然出て来る。そうしますと、現在地方には四百二十六も短期も含めて大学があるのがあるが、こういう大学の先生を講師に雇つて基礎的な学科をやつてもらおうとするならば、何も東京までみんなを寄せなくとも、その地域々々の大学でもつてやつてもらえば、講義も早く片づきます。この案によれば、課長補佐、係長というような者を普通科百名、本科五十名も集めるようになっておるが、そういう必要もなくなる。同時に現在通信教育という制度がありまして、行政のひまなときに、たとえばスクーリングのような形で東京に実務だけは官房長等に習いに来ればよい、あるいは官房長が地方の研修所に行けばよいのであつて、基礎的な講義

ならばその地区で、午後には早退をさせるなり、土曜日だけでもやるという形で十分できるわけですね。従つて何もこういうことで莫大な国の経費を千二百万円も使つてやらなくとも、地方に研修所があるわけでありまして、十分目的は達成できると思つて、そういう研修の仕方について、重大な隘路があつてできないのだ。だからひとつアメリカ流につくらなければならぬという、具体的な切実な理由があれば、それをひとつ御説明願ひたい。

○山野説明員 ただいまの御説でもつともと思つて、当初私もこの大学の講義を考へますときに、実は大学の講座をやつたらどうだろうかという、相当強い意見もありましたのでございまして、実はこの研修所と申しますのは、大学における学理、単なる理論だけを教えるのではなくて、あくまで地方の現在おる職員を、現任教育として実務と結びつけて研修して行きたい、かような考え方に立つておるわけでございます。従つて各講義の内容にいたしまして、理論を説くと同時に、現在そういう事務がどういふぐあいに遂行されておる、またどういふぐあいに遂行して行くべきであるかという、あくまで理論と実務を結びつけて教へて行きたい。かような要請は、現在の大学の学部ではまだ現在のところそういう講義ができる。特に地方自治に關しましては、そういうところまで行つていない。私も将来そういう学科なり、学部ができればそういうことも考へて行きたい、かように考へておる次第でございます。なお最後の点の現在地方公共団体に研修機関もありまして、そういう研修機関で十

分研修できるんじゃないか、あるいはまた通信講座で十分研修ができるんじゃないかという御意見に對しましては、一応そういう御意見もごもつとも思ひますが、実は各府県で研修を行つております内容を、いろいろお聞かせ願ひてみますと、非常に系統的でない研修でございまして、各地方公共団体の研修機関あるいは団体から、絶えずそのような機関の設置の要望があつたのでございまして。

○滝井委員 今の御説明のように、地方の公共団体のやつておる内容が、非常に適切でないという御意見も出ましたが、そういうところに地方の公共団体というものは、公共団体の自主性を持つて実情に即した講義をやつておるわけだ。ところがここに自治大学校というものをつくつて、そして中央で、刑事訴訟法の改正ではないけれども、一般的な準則というものをつくつて、そしてその地方自治体の特殊性を無視しながら、こういうことをやれ、實際あなた方から出ておるものは、これは地方の研修所の状態を調査、研究して、いろいろ助言を与えるというふうな形にはなつております。しかしこれは實際に、助言ということにはなつておるけれども、平衡交付金の制度を握り、起債のわくを握つておる自治庁が、自分の教育の一般準則というふうなものを示して、これに従わない地方自治体というものは、これはわれわれは考へるぞということを言うて、伝家の宝刀をうしろにひらめかしながら、研修をやるといふような思想が出ないとも限らない。現在こういうものをやつておるのには警察大学があらます。それから外務省の研修所があ

ります。司法研修所があります。それぞれ各省にこういうものを今度はいくらということになる。自治庁がつくつたから郵政省もつくろう、運輸省もつくろう、どこもこれも公務員の資質向上のために研修所をつくるのだ、こういうことに私はなると思つておる。それならば、ばらばらにできておるものならば、ひとつ全部集めて、国家公務員の研修所でもつくつた方が気がきいておるし、事務費等も儉約になるわけですね。そういう点から考へても、どうもこれは昔の陸軍大学というふうなもので、天保銭をつけた人が偉いのだというふうな事大主義思想を、地方公務員に植へつける可能性が十分あると同時に、現在の地方自治体の財政の苦しい中で、定員というものは非常に切詰められておる、その中から最も優秀な中堅級である課長補佐、係長級を引上げてしまふということになりますれば、それは自治体の運営にも重大な支障を来す面が出て来る。しかも六箇月にもわたつて東京にひつぱつておくと、いふことになれば、そういう点も考へなければならぬ。そういうものに對してはかわりの人間の余地を与える、こういうふうな考へを持つておるのか、この点について御答弁を伺いた

○山野説明員 私は地方公共団体において設置しておられる研修機関なり、研修ではまずいんだということを考へておるのではありません。それはそれとして十分機能を發揮していただき、その及ばないところを大学校でやる、こういうことを今度の研修を行う建前にしておるのであります。それからあとの点の、いわゆる昔の内務省

云々というそういう県念に對しましては、実は大学校に運営審議会をつくりまして、六団体の代表者がそれ／＼御発言になつて、その運営に對して御相談になつて行くと、御建前をとつておりますので、さうな御県念はないものと考えております。

○津井委員 どうも今の御説明では、大学を絶対つくらなければならぬという切実な理論的基礎は了解ができません。私は現在の地方自治体のそういう定員のわくに縛られておる実情から考へて、むしろその短期大学にやつて基礎的な学科を研修せしめ、そして行政上の具体的な問題については、これは中央からそれ／＼の官房長がひまを見て出て行つて、六箇月かかつてやるものをたとへば一年、一年半かけてゆつくりやる。それからわれ／＼の常識で言つて、この程度のこととは通信教育で十分理解できると思ふのです。

私なんか独学で全部こゝういふものを勉強しました。大体わかる。何も東京にみんな集めて、あなた方が口をきいて恩師のような顔をするようなものをつくらなくても、勉強する人は、実務をしておれば、その実務の中から学びとることができるのであつて、連れて来ようとするところの百五十人の優秀な人ならば、習わなくても私はできると思ふ。わからぬときは官房長その他が通信教育で教えてやるといふ制度。これは具体的なことは、基礎さえしつかりしておけば問題は片づく。基礎がしつかりしていないところに実務にわからぬ点が出て来ると私は思ふ。だから基礎的なところは、文部省が短期大学を四、五、六つつくつておるのだから、これを最大限に利用して

も、警察大学、司法研修所のまねをせずに、現在の財政の苦しい地方自治体に對して、できるだけその苦しさを防いでやるという方向に——人間を連れて来るのではなくて、自治庁の方から出向いて行くといふことにする方がもつと合理的である。従つてあなたの今の御説明からは、これを絶対つくらなければならぬという納得できる理論を引き出すことができない、こゝう思ふのです。

○中井委員長 質疑は終了をいたしました。これより討論に入ります。討論の通告がございせん。よつて本案の採決に入りますが、本案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立多数。よつて本案は原案通り決定をいたしました。

○中井委員長 次に道路交通取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましてはすでに質疑も終了いたしました。ただいま委員長の手元に加藤三君より修正案が提出されております。まず同君よりその趣旨について説明を聴取いたします。加藤三君。

道路交通取締法の一部を改正する法律案に対する修正案

法律案の一部を次のように修正する

第九條の改正に関する部分中「三項」を「四項」に改め、同條第八項の改正規定中「有する者につき参考

人として」を「有する参考人又は当該事案の關係人の」に改め、「その意見」の下に「又は事情」を加へ、同條同項の改正規定の次に次の一項を加へる。

公安委員会は、当該処分に係る者又はその代理人が正当の理由がなくして聴聞当日に出頭しないときは、第六項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第五項の規定による運転免許の取消又は停止をすることが出来る。

第九條の二の改正に関する部分中「第十一項」を「第十二項」に改め

第二十九條の改正に関する部分中「第十項」を「第十一項」に改める。

第三十條の改正に関する部分中「第十一項」を「第十二項」に改め

附則中「九月」を「十二月」に改める。

○加藤(精)委員 ただいま提案いたしました道路交通取締法の一部を改正する法律案の一部を修正する案の提案の理由を御説明申し上げます。

原案は、自動車運転免許の取消または公安委員会定める期間以上の停止をしようとする場合には、公開による聴聞を行わなければならないこととし、その際、当該処分にかかる者またはその代理人をして、当該事案につき意見を述べ及び証拠を提出して事案の公正なる判断の資料とし、また必要と認めるときは、その道の専門的知識を有する者の参考意見を聞き、公正を期することとなつておりますが、交通事

故及び交通法令違反が激増している際

に、加害者側のみを一方的に擁護しようとする法的措置は、結果として公共の利益保護の観点から立法されてゐる道路交通取締法の趣旨に反するような結果を招来するおそれがあるので、事案のより公正な判断と、事案処理の円滑等の観点から次の三つの修正を加へる必要があると存じます。これがこの修正案を提出した理由であります。

修正案の第一点は、原案は、「処分に係る者またはその代理人」または「専門的知識を有する」参考人の意見を聞くこととしておりますが、修正案は、被害者側の事情をも聞くことができることとした。これは、処分事案の原因となる場合が多いところの交通事故は、運転者の過失と被害者の過失が競合して発生する場合が多いのでありまして、被害者、目撃者等の關係人の事情も聞かなければ、公正な判断ができないからであります。

第二点は、運転者の多くは、その業務の性質上、自己の利益となる聴聞会に際しても出頭しない場合があることが予想されますので、当事者が正当な理由がなく聴聞期日に出席しないときは、聴聞を経ないでも処分をすることができるとしたのであります。これは、事案を迅速に処理して、道路交通の安全を確保しようとするものであります。

第三点は、改正法案の施行期日を十二月一日としました。これは、本改正案が成立し、施行された場合、公安委員会が聴聞を行う停止期間を定める準備や、聴聞会開催に要する参考人または關係人の旅費その他の経費について、都道府県または市町村議会の議決を経て、予算を定める必要があり、こ

のために、最小限度四箇月を要することが見込まれるからであります。その他修正に伴う条文の整理をいたしました。

以上が、修正案の趣旨及び内容であります。御審議のほど御願ひいたします。

○中井委員長 この際本修正案について御質疑があればこれを進めます。御質疑はありませんか。御質疑はないと認めます。よつて本案の修正に對する質疑は終了をいたしました。

これより原案並びに修正案を一括して討論に付します。

討論の御通告がありませんから、本案につきまして採決をいたします。まず加藤三君提出の修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立総員。よつて本修正案は満場一致可決されました。

次にただいま可決されました修正部分を除く原案について採決をいたします。賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○中井委員長 起立総員。よつて本修正案は修正議決されました。

この際お諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六條による報告書の作成に關しましては委員長に御一任を願ひたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

○西村(力)委員 本法に關連してお同

えが、以前五年であつたものが、二年になつた、その理由は住居が不安定だとか何とかの理由でそうなつたのです、その後住居も相当安定して来ましたが、三年くらいに延ばすように、取締法を改正してもらいたい。そのように御努力願へませんか。

○後藤田説明員 直接お答え申し上げます。ただいま御質問の点につきましては、当初より道路交通取締法立案當時には、一年という意見が非常に強かつたのであります。しかしながら従来の実績にかんがみまして、それはあまりに運転者にとつて酷になりはせぬかというので、二年にしたようないきさつがあるのでございまして、これをさらに三年にするかどうかということにつきましては、私どもとしてはただいま研究はいたしておりますけれども、現在までのところデータによりまして、これを延長することについては、ただちに賛成しがたいというのが現状であります。と申しますのは、最近の状況を見ますと、違反者の取締り状況等から見ても、非常に身体障害者が多いのであります。二年間のうちに、たとえば視力を失つておるとか、耳の聞えが悪くなつておるとか、そういう身体障害が非常に多い実例が出ております。そういう意味で今ただちに三年にするということは、現在の状況においてはいたしかねるのであります。ただ研究はいたしております。

○西村(力)委員 身体障害者が非常に多いというのは、免許証下付後に肉体的な障害が発生したというのですが、免許証を下付する際における身体検査

なり何なりが、まるでルーズに行われた結果起るのではないか、どうなんですか。

○後藤田説明員 ただいま御質問になりました両者の競合した点の原因になつております。二つあります。

○西村(力)委員 両者が競合してということになる、その反面は免許証を下付した当事者、権利を与える方にも責任があるわけですね。それはどういうぐあい、交通事故などで人命をそこなうところまで行く重要な免許証を、そう簡単になさつたのか、その間の事情を伺いたい。

○後藤田説明員 試験の際には現在相当嚴重な試験をいたしておりますが、最近非常に受験者の数が多いという原因もあるものであります。ただ試験そのものについては現在当局におきましては、できるだけ身体検査の状況をやかましういたしております。この視力、聴力等については、免許証交付後悪くなつていくという実例が相当多いのであります。

○西村(力)委員 それでは御研究願うことにいたしまして、この問題と関連する、しないにかかわらず、やはり免許証交付というものは、もう少し嚴重になさるべきではないかと思ひますし、そういう責任の一端を負う国警側におきまして、運転者の事情をよくお考え願つて、なるべく三年間に延期されるような研究をお願い申し上げます。

○大石委員 私心配するのは泥酔、いわゆる人の命を預かつて運転する人が、少しでも酒を飲んで運転するということ、これは、こうした交通の煩雑なとき、何かそういう規則というものはあ

るのでしようか、それを知りたいのです。それが第一点と、それから道路は右側通行と言つておつて、各駅は左側になつておる。これを全部一つに改めることはできないものであるか、その点お尋ねします。

○後藤田説明員 ただいまの酷道運輸の点につきましては、御質問の通りに酷道運輸による重大な事故の発生件数が相当多いのでございます。これに對しては酷道運輸は無謀操縦として罰則規定がございまして。

○大石委員 その罰則規定知らぬから教えてちょうだい。

○後藤田説明員 今ちよつと調べます。それから駅の構内等の右側交通につきましては、現在の道路交通取締法が文字通り道路の取締りになつておまして、駅の関係は私の方としては、これもやはり右の方に改めていたきたいという希望は持つておりますが、法的な関係が私どもの所管になつておりませんので、ここでお答えは残念ながらできないのでございます。

○大石委員 そこに運輸省の人が来ていらつしやるよう。運輸省の人答えてください。

○中村説明員 ただいま御質問のこと、実は鉄道監督局が主管しておりますので、私も自動車交通の関係では、はつきり御答弁申し上げる筋ではないのでございまして、ただ同じ役所におりますので、常識的にも駅の中は全部左側通行とか右側通行ではございませんで、普通は右側通行をやつておると思ひます。従つて左側通行のところはこは左側通行してくださいという札が出ておるところが多いのであります。道路を歩く方は右側通行に直ります。

○後藤田説明員 泥酔運輸は、道交法第七條の二項第三号にあるのでございまして。それに従ひまして罰則が二十八條にあるわけでありまして。読んでみますと、「左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役、五千元以下の罰金又は科料に処する。」それ

○中村説明員 特に具体的実例につきましてはよく存じませんが、一般的な原則としては、これは運輸大臣も前に運輸委員会その他のところで答弁いたしておると思ひますが、民営バスをもつて十分やつて行けるところは、必ずしも国鉄バスを新しく

の第一号に、第七條の規定に違反した者。こういうふうになつております。

○佐藤(親)委員 運輸省の人に簡単に伺ひます。地方において国営のバスを通してもらいたい、こういう陳情をされておる最中に、これは民営を圧迫するからいけないとして、民間では国営バスの通過を願つておるのに、あえて民営の方に許す必要がどうしてあるのだろうか、こういうことを御質問したい。

○中村説明員 国有鉄道が経営しておりますいわゆる国鉄バスといわれますものは、法律に基きまして国有鉄道に關連するバスを運行する、民営のバスは一般的に、従ひましてただいま御承知のように地方で国鉄バスをしけ、という声も大きいし、またそれがために道路も直したり運動もされておりますから、養成の方でもございまして、また反面国鉄バスをしけないで、民間バスを發達させたらどうかという議論も非常に強いのであります。初めに申し上げましたように、国鉄バスにはその性格上かなり大きな制約が付けられておりますので、どこでも国鉄バスをしきというわけには参りません。こういう事情でございまして。

○佐藤(親)委員 民営のバスの發達を妨げることになるから国営バスを通してはいけないという特に条文があるのでしたらひとつ……

○中村説明員 特に具体的実例につきましてはよく存じませんが、一般的な原則としては、これは運輸大臣も前に運輸委員会その他のところで答弁いたしておると思ひますが、民営バスをもつて十分やつて行けるところは、必ずしも国鉄バスを新しく

○中村説明員 特に具体的実例につきましてはよく存じませんが、一般的な原則としては、これは運輸大臣も前に運輸委員会その他のところで答弁いたしておると思ひますが、民営バスをもつて十分やつて行けるところは、必ずしも国鉄バスを新しく

○中村説明員 特に具体的実例につきましてはよく存じませんが、一般的な原則としては、これは運輸大臣も前に運輸委員会その他のところで答弁いたしておると思ひますが、民営バスをもつて十分やつて行けるところは、必ずしも国鉄バスを新しく

○中村説明員 特に具体的実例につきましてはよく存じませんが、一般的な原則としては、これは運輸大臣も前に運輸委員会その他のところで答弁いたしておると思ひますが、民営バスをもつて十分やつて行けるところは、必ずしも国鉄バスを新しく

○中村説明員 特に具体的実例につきましてはよく存じませんが、一般的な原則としては、これは運輸大臣も前に運輸委員会その他のところで答弁いたしておると思ひますが、民営バスをもつて十分やつて行けるところは、必ずしも国鉄バスを新しく

○中村説明員 特に具体的実例につきましてはよく存じませんが、一般的な原則としては、これは運輸大臣も前に運輸委員会その他のところで答弁いたしておると思ひますが、民営バスをもつて十分やつて行けるところは、必ずしも国鉄バスを新しく

しくということをしなくてもいい、こ
ういう方針であります。また具体的に
とんでもない事例がありましたならば
お教えを願ひまして、よく相談いたし
たいと思います。

○佐藤(親)委員 実はい具体的な例を示
せば、栃木県の宇都宮に出るところの
芳賀郡、そこは国鉄バスが一部通つて
おる。ところが中間が通つていない。
それがためにどうかして国鉄バスを通
してもらいたいというので学校の敷地
まで削減して、学校の校庭を小さくし
て、そして村民全部が出張つて、人夫
がただ奉仕で出て、そしてその所轄の
村長は村会の決議を受けて、バスの通
過のための道路改修費用を多大に投じ
て、改修したのであります。そしてそ
れに従つて国鉄バスの通過を長い間お
願ひしておるにもかかわらず、民営事
業の反対があるの——民営事業の反
対とは、要するに自己の利益のために
民営のバスの事業者が反対するので、
今日まで多数の民衆が不便を感じつ
あるのみならず、学生が学校の校庭を
小さくつめてまでも、バスの通過に便
ならしめる道路をつくつた。そして国
営のバスの通過を願つておるといふ事
情であるのであります。さういふ事情
であるのに、民営の業者に遠慮と申す
のですか、遠慮をして今日まで施行し
ていただけない事情で陳情を重ねつ
つある、こういうのが具体的に事情であ
ります。先般その陳情に参りますと、た
だちに民営の方では、国鉄のバスを通
過さしてはまずい、自分らの商売が上
つたりになるからというので反対され
て、公聴会にかければ二年もしくは三
年かかるというので、学生はもろん
のこと、また多大の費用をかけた民衆

が不便の上もなく、ぐちをこぼして
おる、こういうような事情であるとい
うことを一応申し上げて、そして民営
事業に何ゆゑに遠慮をするのだろうか
という民衆の声があることを、国鉄の
お方のおいでの上で申し上げておく
のである、これが質問の要旨でありま
す。

○中村説明員 ただいまお示しの件に
つきましては、よく調査いたしましたし
て、正確を期して追つてお答え申し上
げることにお許し願ひしたいと思います。

○中井委員長 本日はこれをもつて散
会いたします。

午後二時五分散会

〔参照〕

地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関する報
告書

自治大学校設置法案(内閣提出)に
関する報告書

道路交通取締法の一部を改正する法
律案(門司亮君外七名提出)に関す
る報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年八月六日印刷

昭和二十八年八月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局